

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反事件
 令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反等事件
 被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋静夫、島田順司

予定主張記載書面（1）

令和2年8月14日

東京地方裁判所刑事13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

弁 護 人 趙 誠 峰

弁護人の証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張は以下のとおりである。

第1 公訴事実に対する主張

本件噴霧乾燥器は、貨物等省令2条の2第2項5の2ハを満たさず、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものではなかった。

本件噴霧乾燥器が、客観的に、その輸出に許可が必要な性能を有していたかとは別に、被告人らは、本件噴霧乾燥器が、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものであるとの認識はなく、無許可輸出の共謀もしていない。

したがって、被告人らは無罪である。

第2 被告人らの主張

1 大川原化工機株式会社

被告会社は、昭和55年に被告人大川原の父が噴霧乾燥器の製造・販売等と主事業として設立され、設立以来、噴霧乾燥器の製造・販売分野における日本国内のリーディングカンパニーとして当該業界を牽引してきた株式会社である。

噴霧乾燥器とは、液体状のものを霧状に噴射し、それを熱することによって粉状にする機械である。例えば食品、金属加工などにこれらの技術は応用され、粉ミルク、インスタント食品・飲料の粉末、調味料その他の食品、顔料、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料など、幅広い食品ないし日用品の生産に利用されている。

被告人大川原は、昭和55年9月に被告会社に入社し、昭和62年に代表取締役就任して以降、業界を牽引する同社の先頭に立ってきたものである。また、被告人相嶋は昭和60年に被告会社へ入社し、平成19年から平成26年まで取締役を務め、被告人島田は昭和61年へ入社し、平成14年から令和2年まで取締役を務め、ともに被告会社の中核を担ってきたものである。

被告会社は[REDACTED] [REDACTED]上といった会社

に噴霧乾燥器を販売し、平成8年頃からは中国などに海外進出し、上海に合併会社を作るなどしていた。

2 経済産業省との折衝

- (1) そのような中、平成22年頃から、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において噴霧乾燥器を輸出規制の対象に追加するとの議論が開始され、平成24年には実際にAGの規制対象に追加された。これを受け、AG参加国である本邦においても、同規制を国内法に反映することとなった。

AGにおける議論や、AGの規制を国内法へ反映するための検討に関しては、経済産業省及びシステックの職員が担当していた。

- (2) そして、経済産業省やシステックがAGの会議に参加して噴霧乾燥器の規制に関して議論する際、それまでの被告会社の業界内での地位にかんがみ、経済産業省やシステックは噴霧乾燥器の性能等に関して被告会社や被告人大川原らに相談し、意見を求めた。

これに対しては、被告人大川原、被告人相嶋及び被告人島田（以下「被告人大川原ら」という。）が中心となって、被告会社における経験及び知見を基に回答を行った。

もっとも、被告人大川原らは一方的に見解を述べたのではなく、経済産業省や[]の職員と協議するとともに、意見の交換をしながらAGの会議への準備を行った。例えば、システックの職員である[]が、規制対象を蒸気滅菌ができる噴霧乾燥器に限定するよう提案する等、経済産業省や[]側からも意見が述べられ、AGの会議における対応に反映されていた。

- (3) その後、AGにおいて規制が定められ、国内法へ反映するに当たっても、引き続き経済産業省や[]から大川原らへ意見が求められた。

その際、AGの規制では、例えば「disinfect」という文言について「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染性を破壊すること」というように明確な定義がされていたのに対し、経産省が作成した国内法の素案では、「殺菌」という文言について、特段の定義をしないまま使用していたため、被告人相嶋はこのような文言が不明確であることを指摘したりした。

また、被告人島田は、経産省の担当者から、摂氏100度程度にすれば死ぬ菌がいるかどうか質問され、「中にはそういう菌もいるのではないか」という旨を回答したこともあった。

- (4) また、パブリックコメントにおいても、被告会社として、規制の趣旨や内容を明確にするために、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」等の意見を述べた。

この点は、既に定められていた輸出貿易管理令別表1の3の2の項(2)「細菌製剤の開発、製造…に用いられる装置」として同趣旨の規定が置かれていたことから、被告会社が提案した当該文言を加えても規制範囲が変わらないため、結果として同文言は反映されなかったが、このように被告人らは法整備に協力してきた。

3 本件噴霧乾燥機の輸出についての被告人らの認識

- (1) 被告人らは、輸出について経済産業省の許可が必要となる噴霧乾燥機について、軍用細菌製剤の製造に転用可能な噴霧乾燥器の輸出を規制するという趣旨から、粉体を内部に封じ込める機構や薬液による定置洗浄機能等、使用者の安全を確実に確保するための設備が付加されたものであろうと考えていた。

少なくとも、被告会社でそれまで製造・販売していた噴霧乾燥器については、特別に設計をしてそれらの設備を付したものは格別、本件

噴霧乾燥器を含む、そうではない標準の噴霧乾燥器（定型機）については該当しないものと認識していた。

- (2) また、本件噴霧乾燥器の機能の1つである乾熱運転については、被告人らにはおよそ規制対象の「滅菌」「殺菌」方法にあたるものとの発想が無かった。内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のために乾熱運転をするということ自体想像外であった。被告人相嶋は、噴霧乾燥という技術の原理上、通常は乾燥室の温度だけ上がればよいことから、被告会社の定型機は、その内部全体が均一に高温となるようには作られておらず、温度がほとんど上がらない部分があるため、この点からも乾熱による滅菌は不可能であると認識していた。

- (3) このように、上記のような特別設計のものが輸出規制の対象になるかは別として、少なくとも標準機種である定型機については該当するはずがないというのが、被告人らを含む全社員の当然の共通認識であった。

4 そもそも本件噴霧乾燥器は輸出規制の対象ではない

- (1) 「定置した状態で」滅菌又は殺菌することができないこと

ア 「定置した状態で」とは、AGにおける規制（英文）の「in situ」を邦訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」という意味であり、装置使用者が装置内部の菌体に被曝せず殺菌又は滅菌できることを要求する趣旨である。

イ 本件噴霧乾燥器のうち、公訴事実第2記載の噴霧乾燥器（以下、「L-8i」という。）は、排風口に粉体補集用のフィルタが存在しない仕様である。したがって、内部に粉体が残っている状態で熱風を送れば、粉体が外部に飛散する仕様であり、「定置した状態で殺菌又は滅

菌」(貨物等省令2条の2第2項5の2ハ)することができない。

また、公訴事実第1記載の噴霧乾燥器(以下、「RL-5」という。)もその仕様上、0.3マイクロメートル以下の微生物(主にウイルス)は捕集不可能であり、「定置した状態で殺菌または滅菌」することができない。

ウ また、本件噴霧乾燥器はいずれも、滅菌又は殺菌する前に製品を回収する際、内部の製品が付着した部分が露出し、使用者が被曝することが避けられない仕様である。したがって、この点からも本件要件ハを満たさない。

(2) 「内部」を滅菌又は殺菌することが出来ないこと

本件要件における「内部」とは、噴霧乾燥器の運転後、製造された粉体が残留し得る箇所をいうものと解される。しかし、本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。したがって、本件噴霧乾燥器は、本件要件ハを満たさない。

(3) 「滅菌又は殺菌」が出来ないこと

ア まず、「滅菌」について、乾熱滅菌は摂氏160度以上で行う必要があるところ、本件噴霧乾燥器には摂氏160度以上にならない箇所が存在するため、滅菌は不可能である。

イ 次に、「殺菌」について、本件要件ハにおける「殺菌」とは、薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべきである。

しかし、本件噴霧乾燥器はいずれも、分解洗浄を前提として設計されており、薬液を装置の隅々にまで行き渡らせ、当該装置中の潜在的な全ての微生物の感染性を破壊することができる仕様ではないため、本件噴霧乾燥器は「殺菌することができるもの」には該当しない。

ウ 以上のとおり、本件噴霧乾燥器はいずれも内部を「滅菌又は殺菌」できるものではないため、本件要件ハに該当しない。

エ 付言すると、本件噴霧乾燥器はいずれも、温度を上げても最高温度が摂氏90度にも達さない箇所が存在する。

この観点からも、本件噴霧乾燥器は「滅菌又は殺菌することができるもの」に該当しない。

以上